

# 第24回 農業委員会総会議事録

平成28年6月20日開会

中標津町農業委員会

平成28年6月20日、第24回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	和泉光広
3番	高橋正一
4番	赤波江信二
5番	佐野弥奈美
6番	國光達男
8番	飯島浩
9番	中村正生
10番	笠原康博
11番	氏家康夫
12番	杉本公也
13番	本田信幸
15番	纓坂尚久
16番	金刺健四郎
17番	安田稔
18番	戸田重勝

本日欠席した委員

2番	後藤田宏幸
7番	小林亨
14番	本田芳明

## 附議した案件

- 議案第121号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第122号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第123号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第124号 現況証明願いについて  
議案第125号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第126号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について  
報告第68号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について  
報告第69号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

## 本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	佐久間照雄
係	本田文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は15名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第24回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

3番、高橋正一委員。  
4番、赤波江信二委員。  
以上、2名を指名致します。

日程2「会務報告」を、事務局長から報告致します。

事務局長 5月24日の総会以降につきまして会務報告をいたします。  
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思います。  
5月25日農林水産省にて農林水産省による中央研修会が開催され、農地利用最適化推進委員の委嘱関係について農林水産省担当者から説明を受け、その後意見交換をおこなっております。会長が出席しております。

翌日5月26日に北海道農業会議主催によります、北海道選出国會議員要請集会在星陵会館で9時5分から開催され、全道から総勢186名が参加し、「平成29年度農業政策・予算に関する要望」「国家戦略特区法による農地法特例適用と農地所有適格法人出資要件等に関する要請」を国會議員19名及び議員秘書のご出席を頂き、与党・野党別に行っております。同日午後12時30分からは東京・文京シビックホールを会場として平成28年度全国農業委員会会長大会が開催され、全国から市町村の農業委員会会長、都道府県農業会議役職員、関係者など約2千人が結集しました。会長、事務局長が出席しております。大会前に、第8回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰式が執り行われ、農林水産大臣賞1団体、農村振興局長賞1団体、全国農業会議所会長特別賞2団体、外27団体が表彰されました。会長大会は、主催者あいさつの後、来賓として森山農林水産大臣、小里衆議院農林水産委員長、若林参議院農林水産委員長（欠席のため代読）よりあいさつがありました。議事につきましては、農業委員会憲章を制定したほか、政策提案決議や、熊本・大分等地震への万全な対応を求める特別要請、新組織運動の申し合わせなどを決議しております。また、同日に、根室地方農業委員会連合会で地元選出国會議員2名に対し、農林水産省本庁舎、衆議院議員会館において代議士と面談し独自要請を行っております。5月31日に計根別農協の通常総会が開催され、平成28年度事業計画などが審議されております。会長が出席しております。

6月8日には中標津町農協通常総会が開催され平成28年度事業計画などが決定されております。会長が出席しております。

6月11日には農業後継者の結婚祝賀会があり会長が出席しております。

次に、中標津町議会定例会が6月13日から17日まで開催され、一般行政報告、教育行政報告、一般質問に引き続き、工事請負契約の締結、補正予算、条例の一部改正等が審議され可決決定しております。

13日と17日に会長が出席しております。

6月14日、中標津町、両農協、農業委員会で組織します、中標津町農業後継者対策協議会の総会を役場202号会議室で開催し、平成27年度事業報告、平成28年度事業計画等が審議され決定されました。

28年度計画では、夏季、秋季交流会の開催や「北海道農業青年と関西女性との交流推進協議会」の今後の取組みについて協議しております。

最後に中標津町農業者年金協議会代議員総会を役場301号会議室で6月16日に開催しております。

昨年度の農業者年金の加入促進実績、事業報告、収支報告、及び平成28年度の研修会等の事業計画を協議し決定しております。

以上会務報告といたします。

議長 以上で、会務報告を終わります。  
日程3、議案第121号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)から(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第121号「農地法第3条の規定による許可申請について」

(1) ～ (3) について説明いたします。3 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番地〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 31,017 m<sup>2</sup>ほか 3 筆、合計、畑 90,566 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 28 年 7 月 29 日から平成 29 年 7 月 28 日。6、価格、年 360,000 円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。

9、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。

なお、(2) から (3) につきましても、貸主が同一のため、氏名等省略して一括説明いたします。5 ページをお開きください。

(2) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番地〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 21,926 m<sup>2</sup>ほか 2 筆、合計、畑 60,734 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 28 年 7 月 29 日から平成 29 年 7 月 28 日。6、価格、年 240,000 円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。

9、見取図は別紙のとおりです。7 ページをお開きください。

(3) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番地〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積 24,100 m<sup>2</sup>ほか 3 筆、合計、畑 65,957 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 28 年 7 月 29 日から平成 29 年 7 月 28 日。6、価格、年 208,000 円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、見取図は別紙のとおりです。

この 3 件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) から (3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第121号(4)について説明いたします。9ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番地〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積46,381㎡の内24,600㎡ほか5筆、合計、畑77,779㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家へ賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年7月1日から平成33年6月30日。6、価格、年113,000円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

9、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇氏の休農に伴い、近隣農家へ相対で賃貸借の設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

議案第121号(1)から(4)について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程4、報告第68号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1)と(2)について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 報告第68号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1)から(2)について説明いたします。48ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成27年3月25日付、中農委4第2号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番地〇〇。4、転用目的、畜舎等農業用施設建設のため。5、事業計画の期間、平成27年4月1日から平成27年12月

31日まで。6、事業完了年月日、平成28年3月25日。7、完了検査年月日につきましては、平成28年6月13日、第4地区推進班において現地確認をしまして、計画通り建設されていることを確認しております。49ページをお開きください。

(2) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成27年4月24日付、中農委4第2号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇番地〇〇。4、転用目的、畜舎等農業用施設建設のため。5、事業計画の期間、平成27年5月1日から平成27年12月31日まで。6、事業完了年月日、平成28年1月23日。

7、完了検査年月日につきましては、平成28年6月13日、第4地区推進班において現地確認をしまして、計画通り建設されていることを確認しております。

以上です。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程5、議案第122号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 上程になりました議案第122号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。12ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積999㎡。3、許可を受けようとする事由。住宅建設のため。4、転用期間。平成28年7月25日から永久転用。5、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、住宅建設のため申請があったものです。

申請面積については999㎡となっております。

平成28年6月13日、第5地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については、作業道路、農業用施設に隣接しており、『農業を担うべき者の育成及び確保の施設』に該当し、別添の農地法第4条調査書のとおり、転用は止むを得ないものと判断したものです。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり意見聴取致します。  
日程6、報告第69号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。  
(1)について内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第69号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」  
(1)について説明いたします。51ページをお開きください。  
(1) 1、届出人の住所、氏名。  
標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、許可年月日、許可番号。平成27年7月24日付、中農委5第2号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、砂利黒墨採取のため。5、事業計画の期間、平成27年7月25日から平成28年6月16日まで。6、事業完了年月日、平成28年6月16日。7、この完了検査につきましては、平成28年6月16日に工事完了の報告を受けておりますが、完了日前の14日に、本年度の転用申請の現地確認にて状況把握をしているため、完了報告の写真にて確認したところです。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
以上で事業完了届についての報告を終わります。  
日程7、議案第123号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。  
(1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第123号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
(1)(2)について説明いたします。15ページをお開きください。  
(1) 1、当事者の住所、氏名。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番。公簿、畑、現況、畑、面積、16,401㎡の内4,633㎡ほか4筆。合計、畑、13,037㎡。3、許可を受けようとする事由、砂利採取のため。4、転用の期間、平成28年7月28日から平成29年7月27日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、砂利18,349㎡。7、最大

切深 15.0m。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。

申請地については、過去に砂利採取を行っていた土地で、当時保安区域として残されたのり面部分となります。対象地の反対側からも別業者が砂利採取を行っていたため、土地境界部分が山となって残されている状況です。

今回の申請面積は 13,037㎡となっております。

平成28年6月2日、第1地区推進班にて現地調査の結果、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は農地の段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。17ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町○○○○番地、○○○○。

借主、標津町○○○○番○○ ○○○○ 代表取締役 ○○○○。

2、許可を受けようとする土地の表示。○○○○番○○。公簿、畑、現況、畑、面積、4,919㎡の内410㎡ほか1筆。合計、畑、9,428㎡。3、許可を受けようとする事由、砂利・黒墨採取のため。4、転用の期間、平成28年7月26日から平成29年7月25日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、砂利3,311㎡、黒墨2,109㎡。7、最大切深8.5m。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、砂利・黒墨採取のため申請があったものであります。

申請地につきましては、平成27年の採取地に隣接した農地であり、今回の申請面積については9,428㎡となっております。

平成28年6月14日、第1地区推進班による現地調査の結果、土木工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後においては平坦な一団の農地として利用可能になることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。  
日程8、議案第124号「現況証明願いについて」を上程致します。  
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました、議案第124号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。20ページをお開きください

(1) 1、申請人の住所、氏名。

標津町〇〇〇〇番〇〇 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番、公簿、原野、面積4,592㎡の内962㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請のため。4、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、砂利・黒墨採取地の湧水施設、保安区域、搬出路の現況を確認するため、申請があったものです。当該地につきましては、公簿が原野の号線敷地であり、採取地の取り付け道路、湧水施設に使用されている状況です。

平成28年6月14日に第1地区推進班で現地確認したところ、現況から判断して農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程9、議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。23ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積73,908㎡の内18,000㎡、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年7月1日から平成29年6月30日まで。6、価格。年72,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のと

おりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)から(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第125号(2)～(5)について説明いたします。

25ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、釧路市〇〇〇〇番〇〇 〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積8,804㎡ほか4筆、合計65,831㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,474,000円。6、資金調達方法、農家経済改善資金4,470,000円、自己資金4,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇〇〇氏より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、平成28年5月17日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。27ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿牧場、現況畑、面積1,869㎡、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、127,000円。6、資金調達方法、農家経済改善資金120,000円、自己資金7,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

なお(4)～(5)につきましても譲渡人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。29ページをお開きください。

(4)1、当事者の住所、氏名、年令。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 13,634 m<sup>2</sup>ほか 7 筆、合計畑 89,142 m<sup>2</sup>、採草放牧地 1,128 m<sup>2</sup>、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,135,000 円。6、資金調達方法、農家経済改善資金 6,130,000 円、自己資金 5,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。32 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積 8,525 m<sup>2</sup>、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、443,000 円。6、資金調達方法、農家経済改善資金 440,000 円、自己資金 3,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この3件につきましては、〇〇〇〇氏より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、平成28年5月17日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2) から (5) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(6) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 戸田委員。

戸田委員 議案第125号(6)について説明いたします。34ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町字〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 50,492 m<sup>2</sup>の内 28,600 m<sup>2</sup>ほか 5 筆。合計畑 98,267 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家へ賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年7月1日から33年6月30日。6、価格。年 341,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜。牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見

取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏より所有農地を賃貸借したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、借主を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(7)から(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第125号(7)～(10)について説明いたします。

36ページをお開きください。

(7)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積39,299㎡ほか4筆。合計183,919㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家へ賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年7月1日から33年6月30日。6、価格、年605,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。なお(8)～(9)につきましても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。38ページをお開きください。

(8)1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積95,845㎡の内22,245㎡ほか5筆。合計101,983㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家へ賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年7月1日から33年6月30日。6、価格、年202,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。40ページをお開きください。

(9)1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の

表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積95,845㎡の内73,600㎡ほか2筆。合計152,226㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有

農地を近隣農家へ賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年7月1日から33年6月30日。6、価格。年561,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。この3件の案件につきましては、〇〇氏の休農に伴い所有農地を賃貸借したい旨の申し出があり、平成28年5月12日にあっせん会議を開催し、協議の末、借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。42ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積45,696㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年7月1日から32年5月31日。6、価格。年68,500円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)から(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(10)について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程10、議案第126号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第126号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による

要件の確認について」ご説明致します。45ページをお開きください。  
平成27年度分といたしまして、有限会社〇〇〇〇。  
46ページをお開きください。  
平成28年度分といたしまして、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社  
〇〇〇〇、以上4件の提出がありました。  
平成28年5月18日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれ  
も農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。  
以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本件は、承認されました。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第24回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時5分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年6月20日

会 長 安 田 稔 \_\_\_\_\_

3 番 高 橋 正 一 \_\_\_\_\_

4 番 赤 波 江 信 二 \_\_\_\_\_